

新庁舎建設に伴い本庁舎別館の各課 7月から仮庁舎で業務を行います

総務課行政係 ☎0824-73-1123

庁舎別館とその周辺が新庁舎の建築位置となります。本年10月の新庁舎建設の着工をめざして、7月からはこの庁舎別館の解体工事に着手するため、別館の各課は、本年7月から新庁舎が完成する予定の平成21年3月頃まで、庄原市三日市町667-1の「旧江の川総合開発工事事務所」の建物で業務を行います。

当分の間、ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

7月から仮庁舎で業務を行う課
自治振興課、社会福祉課、女性児童課
教育委員会各課（教育総務課、教育指導課、生涯学習課）

※自治振興課は現在、ふれあいセンターで業務を行っています。



■ 0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当 (現行) (改正)

第1子、第2子 月額5千円 → 月額1万円(倍増)
第3子以降 月額1万円 → 月額1万円(現行どおり)

■ 3歳以上 (現行どおり)

第1子、第2子 月額5千円
第3子以降 月額1万円

施行日：平成19年4月1日
(改正後の最初の支給月 平成19年6月)

※今回の改正では、特段の手続きを行う必要はありません。
また、3歳到達による減額の手続きも必要ありません。
なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子と第2子の手当額は5千円となります。

問い合わせ 女性児童課児童福祉係(☎0824-73-1192)
または各支所保健福祉課・市民生活課

**3歳未満児童、
一律月額1万円支給に！**

急速な少子化の進行などを踏まえ、若い子育て世帯などの経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子と

第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢や所得制限限度額については、現行どおりです。

4/1~ 児童手当制度が改正